

医療法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、既存の病床数及び病院の開設の許可等の申請に係る病床数の補正等の基準、病院及び診療所の専属の薬剤師の配置に関する基準並びに病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>（既存病床数及び申請病床数の補正等の基準）</u></p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p>(3) <u>介護老人保健施設の入所定員については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。</u></p> <p>(4) ー略ー</p> <p>第4条 法第7条の2第5項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、<u>介護老人保健施設の入所定員数については、規則で定める数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 ー略ー</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 <u>介護老人保健施設（規則で定める介護老人保健施設を除く。）の入所定員については、当分の間、第3条第3号及び第4条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項、第18条並びに第21条第1項及び第2項並びに<u>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第28条の規定に基づき</u>、既存の病床数及び病院の開設の許可等の申請に係る病床数の補正の基準、病院及び診療所の専属の薬剤師の配置に関する基準並びに病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>（既存病床数及び申請病床数の補正の基準）</u></p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p>(3) ー略ー</p> <p>第4条 削除</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 ー略ー</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 <u>地域包括ケア強化法附則第28条の規定により、知事が、法第7条の2第1項から第3項までの場合又は法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の場合において、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成36年3月31日</u></p>

4 及び 5 ー略ー

までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

4 及び 5 ー略ー